

新たな高齢者医療制度について（千葉市提案）

国においては、後期高齢者医療制度の廃止を前提に新たな高齢者医療制度を構築するため、昨年11月以降「高齢者医療制度改革会議」において検討を重ね、今回示された最終とりまとめを踏まえ、来年の通常国会に法案を提出し、平成25年3月から新たな高齢者医療制度を施行することとしている。

一方、国民健康保険を運営する市町村保険者は、国民皆保険制度を堅持し、安定した医療保険制度を維持するためには、財政基盤の強化、国民全体の給付と負担の公平を図るべきであり、医療保険制度を一本化するため、国民健康保険の広域化を求めてきたところである。

今回の医療制度改革では、国民健康保険の広域化につながる見直しが図られることが不可欠であるが、第一段階の移行は保険者としての運営主体が明確でないことなど、広域化から後退したものとなっている。

については、指定都市市長会として、国に対して以下のとおり強く要請する。

- 1 新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、地域保険の観点から医療保険制度の一本化に向け、国の責任の明確化、都道府県を保険者とした市町村との適切な役割分担のもと、国民健康保険の広域化の後退や、被保険者や市町村保険者が混乱することのないよう、全年齢での一元化につながるものとする。
- 2 新制度におけるシステムの構築に当たっては、速やかな情報提供と十分な準備・検証期間を設けること。また、多額の費用をかけて構築した後期高齢者医療制度の標準システムの資産をできるだけ活用するとともに、地方に生じるシステム経費については、国の責任により全額措置すること。